

Distinguished Lecturer 制度に関する規程

(2023 年 7 月 12 日 国際委員会制定)

(2025 年 6 月 27 日 国際委員会一部改訂)

(趣旨)

第 1 条

本会では講演会を通じた海外会員の会員増強の一環として 2010 年度より Distinguished Lecturer 制度を行っている。Distinguished Lecturer のリストは本会 HP に一般公開され、Webinar、講演会、ワークショップ、国際会議の招待講演者(国際セクションからの派遣要請を含む)等の参考とされる。また、国際委員会企画の英語 Webinar “Distinguished Lecturer Series” の講演者に関しては、原則、Distinguished Lecturer から選出する。

(選出基準)

第 2 条

候補者として以下条件を満たしていることが望ましい。

- ・本会会員である方(必須)
- ・本会のシニア会員以上の資格を有する方(必須)

他薦の場合は、推薦者も本会のシニア会員以上の資格を有すること

(選出手順)

第 3 条

本会ホームページにて公募する。

自薦・他薦は問わない。

別途定める推薦書に必要事項を記入し、国際委員会に提出する。

各ソサイエティ・グループ及び国際セクション代表者に応募の奨励を依頼する。

翌年度から総会日を起点として始まる任期について当該年度の総会日の 3 か月前(例:通常 6 月総会の場合は 3 月末)を応募締切とし、その締切日までの応募者から国際委員会を選定する。

例:2026 年度から任期が始まる場合、2026 年総会日を起点とし、2026 年 3 月末を応募締切とする。

(任期)

第 4 条

Distinguished Lecturer の任期は 1 期 2 か年とする。

Distinguished Lecturer は任期終了時に継続か退任を申告する。継続の場合は、国際委員会からの承認を原則として 5 期引き続いて在任することができる。

(任期の開始および途中追加の取扱い)

第 4 条の 2

1. Distinguished Lecturer の任期は、原則として本会の総会日を起点として開始する。
2. 任期の途中で新たに Distinguished Lecturer が追加された場合、その任期は現任 Distinguished Lecturer の任期の残存期間と同一とする。

(その他)

第5条

1. 各国際セクションは年2回まで Distinguished Lecturer を招聘することができる。
2. Distinguished Lecturer として国際セクションから派遣の要請があった場合、20万円までを上限に経費(会場費、旅費、宿泊費、印刷代等)を支出することができる。

↓推薦書のフォーマットを作成予定-----

フォームから電子申請 <https://forms.office.com/r/KPCVucDLTs>

事前に以下の情報を Word 文書にまとめて頂き、オンラインストレージサービスにアップロードをお願いします。申請時にダウンロード用 URL の記載が必要になります。

ソサイエティ/グループ名:

研究専門委員会名:

本件担当者氏名(ソサイエティ/グループの役職):

連絡先メールアドレス:

----- 以下は人数分コピーして利用 -----

候補者名(所属):

会員番号(分かれば):

連絡先(電子メール):

専門可能分野(英語・複数可):

- 1.
- 2.
- 3.

略歴:(○年○博士修了.博士(工学). ○年△△主任研究員. 現在に至る)

HP リンク(論文等の研究成果が分かるリンク、所属先のプロフィール。両方ある場合は両方ご提出をお願いいたします):